

3 その他

[論点1] 再教育の具体的手続きについてどのように考えるか。

◆これまでに出示された意見

考え方（案）

薬剤師法第8条の2に定めるところにより、受講すべき再教育研修を厚生労働大臣の再教育命令により行うこととなる。

また、再教育研修を修了した者については、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録し、再教育研修修了登録証を交付することとなる。

[医師の場合]

「4-8 再教育の具体的手続き

再教育の実施に当たっては、以下のような手続きが想定できる。

- ① 厚生労働省は、行政処分にあたって、被処分者に対し、職業倫理と医療技術に関して受けるべき再教育の分野と内容を通知する。
- ② 被処分者は、その資質を有する者の中から、助言指導者を選んだ上、助言指導者と研修計画を作成し、厚生労働省に研修計画書を提出する。
- ③ 厚生労働省は、被処分者からの依頼を了承した助言指導者及び研修計画の内容が適切であると認めれば、その旨を被処分者に通知する。
- ④ 助言指導者は被処分者に対する研修実施後、被処分者に研修評価書（研修の具体的内容及びその評価等を記載）を交付する。
- ⑤ 被処分者は、助言指導者の承認の上で、研修評価書を添付して、厚生労働省に研修実施報告書を提出する。
- ⑥ 厚生労働省は倫理研修及び技術研修における研修実施報告書を評価し、再教育が修了したと認定すれば、再教育修了通知書を発行する。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

【論点2】 行政処分回避目的による免許自主返上への対応についてどのように考えるか。

◆これまでに出示された意見

考え方（案）

処分を受けた後に免許を自主返上した場合は、免許取消処分と同様に、その後再免許申請がなされた時点で再教育研修の受講を命ずることが考えられる。

なお、免許を返上した者が、処分を回避することにより、その後の免許の付与が不当に早くなされることのないようにする必要がある。

【医師の場合】

「6-6 再免許等に係る手続きの整備について

行政処分を避ける目的で、行政処分の可能性がある医師が処分決定前に免許を自主的に返上した場合、行政処分は実施されず、かつ、現行法規では再免許交付を妨げる明確な規定がない。こうした事例に対応できる手続きの整備が必要である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

「行政処分回避目的による免許自主返上への対応

行政処分を避ける目的で、行政処分の可能性がある医師等が処分決定前に免許を自主的に返上した場合、行政処分は実施されず、かつ、現行法規では再免許交付を妨げる明確な規定がない。こうした事例に対応できる手続の整備が必要である。

また、免許を返上した者が、行政処分を回避することにより、その後の免許の付与が不当に早くなされることのないようにする必要がある。具体的には、現行では、国家試験合格者に対する免許の付与については、医師法第4条及び歯科医師法第4条に定める相対的欠格事由について審査した上で免許を付与しているところであり、免許を返上した者が後に免許の付与を申請した場合についても、これらの規定に照らし、免許の返上後の刑事処分など行政処分の原因となる事由を含め、免許の付与の可否を厳格に審査することとすべきである。」

* 「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会報告書」（平成17年12月）